制定 令和元年9月11日

第1 趣旨

この要領は、大牟田市ソーシャルメディア活用ガイドラインに基づき、ホストタウンによる大牟田市とジョージアとの交流に関する情報発信をソーシャルメディアを活用して行うために必要な事項を定めるものとする。

第2 活用目的

ホストタウンによる大牟田市とジョージアの交流に関する情報又は東京2020 オリンピック・パラリンピックに関するその他の情報を、フェイスブックを活用して 発信することにより、国内だけでなく、ジョージア国民をはじめとした世界との交流 を築く契機とし、もって「地域の魅力を積極的に発信するまち」の実現を図る。

第3 使用するソーシャルメディアの種類

フェイスブック

第4 公式アカウント名

「ホストタウンおおむた for ジョージア」

第5 運用方法

- (1) この公式アカウントの取得及び管理は、大牟田市市民協働部スポーツ推進室において行う。
- (2) この公式アカウントを用いて発信する情報は、ホストタウンによる大牟田市とジョージアの交流に関する情報又は東京2020オリンピック・パラリンピックに関するその他の情報とする。
- (3) この公式アカウントにおける情報の更新は、別紙様式1によるスポーツ推進室長の決裁を必要とし、原則として大牟田市役所開庁日の8時30分から17時15分の間に行うものとする。

第6 寄せられた意見等への対応

この公式アカウントに寄せられたコメントは参考意見とし、原則として個別の返信は行わないものとする。

ただし、ホストタウンの交流事業等に必要な意見や質問等について、回答することが望ましい場合は、返信することができるものとする。

第7 利用期間

この公式アカウントの利用期間は、この要領の制定の日から1年間とする。ただし、必要と認めるときは継続できるものとする。

第8 その他

この要領は、予告なく変更ができるものとし、その効力は、webサイトに公表した時点から生じるものとする。

「ホストタウンおおむた for ジョージア」フェイスブック情報更新伺

起 案	年 月 日	
起案者	決裁欄	
	担当主查室	IIIX
決裁	年 月 日	
更新予定	年 月 日	
更 新 区 分 (該当するものに〇)	新規 • 変更 • 削除	
公開件名		
更新内容		
	有 • 無	
その他公開データ	有の場合(該当するものに〇) 画像 • PDF • その他(※その他公開データは印刷して本様式に添付すること。)